

# 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する協力金について 【仙台市版】

## 協力要請期間

令和2年4月25日（土）～5月6日（水）

## 協力金の支給要件

以下の全ての要件を満たした場合に休業要請協力金を支給いたします。

- (1) 「宮城県における緊急事態措置」で休業要請等の対象施設を有する
- (2) **上記の全ての期間、全ての施設を休業（飲食店等は営業時間の短縮）**
- (3) 中小企業または個人事業主であること

### < 休業を要請する業種 >

遊興施設等／大学・学習塾等／文教施設／運動・遊技施設／劇場等／集会・展示施設  
／博物館・ホテル等／商業施設

### < 営業時間の短縮を要請する業種 >

飲食店（居酒屋含む）／料理店／喫茶店等

※ 仙台市内の対象施設について **1施設でも要件を満たさない場合は支給対象外**です。

※ 対象期間中に **1日でも要件を満たさない日がある場合は支給対象外**です。

※ 飲食店等による営業時間の短縮は、特定の条件を満たす場合のみ支給対象となります。  
詳しくは以下の特設サイトでご確認ください。

## 協力金の支給額

**1事業者あたり40万円（2施設以上有する場合には80万円）**

※ 仙台市内の対象施設のみ上乗せ対象となります。

※ 申請受付は対象施設の所在地ごとに行います。

対象業種や詳しい条件等は以下の特設サイトをご確認ください。

宮城県「新型コロナウイルス感染症対策サイト」

URL：<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/>

### 【お問い合わせ先】

仙台市経済局産業政策部地域産業支援課

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階

TEL：022-214-1004 FAX：022-267-6292